確認検査業務手数料規程

特定非営利活動法人

都市づくり建築技術研究所

目　　次

第１条　（趣旨）　2
第２条　（建築物に関する確認の申請手数料）　2
第３条　（建築設備に関する確認の申請手数料）　2
第４条　（工作物に関する確認の申請手数料）　3
第５条　（建築物に関する中間検査の申請手数料）　3
第６条　（建築物に関する完了検査の申請手数料）　3
第７条　（建築設備に関する完了検査の申請手数料）　3
第８条　（工作物に関する完了検査の申請手数料）　3
第９条　（研究所以外の者が確認を行った工事の中間検査の申請手数料）　4
第10条　（研究所以外の者が確認及び中間検査を行った工事の完了検査の申請手数料）　4
第11条　（建築物の仮使用認定の申請手数料）　4
第12条　（建築設備に関する仮使用認定の申請手数料）　5
第13条　（工作物に関する仮使用認定の申請手数料）　5

別表１　6
別表２　6
別表３　6

（ 趣旨 ）

第 1 条　この規程は、別に定める「特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所（以下「研究所」という。）が、実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（ 建築物に関する確認の申請手数料 ）

第 2 条　業務規程第 17 条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次の第 2 号及び第 3 号に掲げる場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積

(2) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を研究所以外の者から受けている場合　当該建築に係る部分の床面積

(3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を研究所から受けている場合　当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
床面積に反映されない変更については別途協議するものとする。

(4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積

3 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある場合等、既存の建築物の構造耐力の関わる審査を要する増築等の確認の場合においては、当該既存建築物の審査又は変更工事に係る検査が必要な場合は、別途手数料を請求する場合がある。

4 「建築物に関する確認」等の申請手数料について、申請者及び当研究所においても合理的であると認めた場合は、「別表1、2及び3」を基準とするが、双方協議して手数料の額を決定することが出来るものとする。尚、この項の適用については、以下の第3条から第15条についても同様の扱いとする。

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第 3 条　業務規程第 17 条（昇降機以外の建築設備については、法第 87 条の4第 1 項において準用する場合に限る。）に規定する建築設備の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の基準手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を研究所以外の者から受けている場合　前項に定める基準による額

(2) 建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を研究所から受けている場合　前項に定める基準の二分の一の額

（工作物に関する確認の申請手数料）

第 4 条　業務規程第 17 条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表第 3 に掲げるとおりとする。

（1）建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（以下「令」という。）第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合　別表第 3 の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

（2）令第 138 条第 2 項及び第 3 項に掲げる工作物の場合　別表第 3 の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

2　前項第 1 号の基準手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）工作物を築造する場合（次の第 2 号及び第 3 号に掲げる場合を除く。）　前項に定める基準による額

（2）工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を研究所以外の者から受けている場合　前項に定める基準による額

（3）工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を研究所から受けている場合　前項に定める基準の二分の一の額

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第 5 条　業務規程第 26 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表 1 に掲げるとおりとする。

2　別表 1 の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

（建築物の完了検査の申請手数料）

第 6 条　業務規程第 32 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、完了検査一件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2　別表第 1 の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第 7 条　業務規程第 32 条に規定する昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2　業務規程第 32 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。この場合、別表第1の昇降機を建築設備と読み替えるものとする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第 8 条　業務規程第 32 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表第1に掲げるとおりとする。

（1）令第 138 条第 1 項の各号に規定する工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の

区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

(2)令 138 条第 2 項及び第 3 項に規定する工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

(研究所以外の者が確認を行った工事の中間検査の申請手数料)

第 9 条　中間検査の対象となる建築物の計画に係る確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。次条において同じ。)を行った者が研究所でない場合は、第 5 条の申請手数料の額とする。

2 中間検査の対象となる昇降機又は建築設備の計画に係る確認(確認を受けた建築設備の計画に変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。)を行った者が研究所でない場合は、第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請手数料の額とする。

3 中間検査の対象となる工作物の計画に係る確認(確認を受けた工作物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。次条において同じ。)を行った者が研究所でない場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第 7 条の申請手数料の額とする。

(1)令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分に応じて同表の右欄に掲げる額

(2)令 138 条第 2 項及び第 3 項に規定する工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

(研究所以外の者が確認及び中間検査を行った工事の完了検査の申請手数料)

第 10 条　完了検査の対象となる建築物の計画に係る確認を行った者及び当該建築物の中間検査を行った者が研究所でない場合は、第 8 条の申請手数料の額とする。

2 完了検査の対象となる昇降機の計画に係る確認(確認を受けた昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。)を行った者及び当該昇降機の中間検査を行った者が研究所でない場合は、第 9 条第 1 項の申請手数料の額とする。

3 完了検査の対象となる建築設備の計画に係る確認(確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。)を行った者及び当該建築設備の中間検査を行った者が研究所でない場合は、第 9 条第 2 項の申請手数料の額とする。

4 完了検査の対象となる工作物の計画に係る確認を行った者及び当該工作物の中間検査を行った者が研究所でない場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第 10 条の申請手数料の額とする。

(1)令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

(2)令第 138 条第 2 項及び第 3 項に規定する工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

(建築物の仮使用認定の申請手数料)

第 11 条　業務規程第 38 条に規定する建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、仮使用認定一件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

（建築設備に関する仮使用認定の申請手数料）

第 12 条　業務規程第 38 条に規定する昇降機に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2　業務規程第 32 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。この場合、別表第1の昇降機を建築設備と読み替えるものとする。

（工作物に関する仮使用認定の申請手数料）

第 13 条　業務規程第 38 条に規定する工作物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表第1に掲げるとおりとする。

(1) 令第 138 条第 1 項の各号に規定する工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

(2) 令 138 条第 2 項及び第 3 項に規定する工作物の場合　別表第1の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる額

附則　この規定は平成30年3月1日より施行する。

附則　この規定は平成30年10月1日より改定施行する。

附則　この規定は令和元年10月1日より改定施行する。

附則　この規定は令和3年1月1日より改定施行する。

附則　この規定は令和3年6月1日より改定施行する。

附則　この規定は令和5年4月1日より改定施行する。

附則　この規定は令和5年10月1日より改定施行する。

附則　この規定は令和6年10月1日より改定施行する

附則　この規定は令和7年4月1日より改定施行す

確認検査業務手数料規程　別表第1

確認検査業務手数料一覧表（消費税：非課税）

単位：円

1　基本手数料

【(1)建築物】

建築基準法第6条第1項第三号に掲げる建築物

都市計画区域若しくは準都市計画区域若しくは景観法第七十四条第一項の準景観地区内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物	確認申請	中間検査	完了検査
	￥20,000	￥20,000	￥20,000

建築基準法第6条第1項第第一号、第二号に掲げる建築物

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査		仮使用認定
			エネルギー消費性能に関する検査が必要な場合	エネルギー消費性能に関する検査が不要な場合	
100 ㎡以下	￥30,000	￥30,000	￥50,000	￥30,000	￥65,000
100 ㎡超～200 ㎡以下	￥40,000	￥40,000	￥60,000	￥40,000	￥80,000
200 ㎡超～300 ㎡以下	￥50,000	￥50,000	￥70,000	￥50,000	￥90,000
300 ㎡超～500 ㎡以下	￥60,000	￥60,000	￥90,000	￥60,000	￥100,000
500 ㎡超～1,000 ㎡以下	￥100,000	￥100,000	￥140,000	￥100,000	￥150,000
1,000 ㎡超～2,000 ㎡以下	￥150,000	￥150,000	￥200,000	￥150,000	￥200,000

＜構造計算を行った確認申請審査等については、別紙「2　加算手数料」が必要です。＞

【(2)昇降機、小荷物専用昇降機】

	確認申請	完了検査	仮使用認定
型式部材等製造者認証を受けたもの	¥25,000	¥35,000	¥35,000
上記以外のもの	¥50,000	¥50,000	¥50,000

【(3)工作物】

	確認申請	完了検査	仮使用認定
令第 138 条第1項に掲げるもの	¥50,000	¥35,000	¥35,000
令第 138 条第2項及び第4項に掲げるもの	¥60,000	¥40,000	¥40,000

＜京都府内における現場検査時の旅費等については掛かりません。＞

２ 加算手数料等

【(1) 構造計算を行った確認申請審査手数料】

構造計算を行った場合の加算手数料

構造計算内容	ルート2 以外	ルート2
300 ㎡以下	¥40,000	¥160,000
300 ㎡超～500 ㎡以下	¥50,000	¥190,000
500 ㎡超～1000 ㎡以下	¥60,000	¥220,000
1000 ㎡超～2000 ㎡以下	¥70,000	¥250,000

【(2) 天空率の審査手数料】

天空率の審査を行った場合の加算手数料

天空率加算手数料	¥5,000

＊天空率の適用が複数ある場合は、追加項目１件に付￥3,000 を加算します。

【(3) 避難安全検証法等の審査手数料】

適 用 法	避難安全検証法	耐火性能・防火区画 検証法	火災時倒壊防止性能 検証法	避難時倒壊防止性能 検証法
確認加算手数料	¥20,000	¥20,000	¥20,000	¥20,000

【(4) バリアフリー法の審査手数料】

バリアフリー法の規定の審査を行った場合の加算手数料

手数料種目	確認審査手数料	完了検査手数料
加算手数料	¥20,000	¥20,000

【(5) 計画変更確認の審査手数料】

計画変更の場合の審査手数料

建築物の計画変更内容	審査手数料
変更に係る直前の確認を研究所以外から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積による確認申請手数料の額
変更に係る直前の確認を研究所から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の床面積による確認申請手数料の額
床面積に反映されない変更の場合	別途協議とします。

【(6) 省エネ基準適合判定を行った場合の検査加算手数料】

標準入力法による非住宅の省エネ基準適合判定を行った場合の加算手数料

手数料種目	完了検査手数料
加算手数料	¥30,000

【(7) その他、複数棟の場合など】

＊ 複数棟の場合、「法6条第1項第一号及び第二号」の枠となります。
（法6条第1項第三号のみの申請を除く。）

＊ 仮使用認定の延長のみの申請の場合、認定申請手数料は¥20,000 となります。

＊ 同一棟の増築の場合、別途手数料を申し受ける場合があります。